社会福祉法人幸清会

権利擁護研修(在宅編)開催要綱

対 象 者	在宅系事業所に勤務する職員
日　　程	平成 28 年 6 月 12 日（日曜日）10：00～12：00
会　　場	高齢者ケア研修センター　財田の杜
参 加 費	1,000 円

～研修のねらい～

認知症や障がい等により判断力が低下している場合であっても、自分のことを自分で決める「自己決定の権利」や人生を主体的に生きる「自己実現の権利」は保障されなければいけません。そのような権利を擁護する為に必要な知識を「在宅」の視点から学びます。

【プログラム】

時　間	研修科目	講師	研修内容
9:30～9:50	受付	行動規範 WG	
9:50～10:00	研修のねらい	行動規範 WG	ねらい・オリエンテーション
10:00～12:00 （120 分）	権利擁護とは何か ①高齢者虐待防止について ②成年後見制度について ③地域福祉権利擁護事業について	北海道医療大学大学院看護福祉学研究科 非常勤講師 石川秀也先生	権利擁護において、その支援活動の大きな柱といえる「高齢者虐待防止」「成年後見制度」「地域福祉権利擁護事業」について、事例を交えながら学び、権利擁護に対する理解を深めます。
	終　了		